

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定

（奈良市決定）

都市計画赤膚町地区計画を次のように決定する。

（平成23年5月10日決定）

名 称	赤膚町地区計画		
位 置	奈良市赤膚町の一部		
面 積	約2.6ha		
区域の 整備・ 開発及 び保全 に關す る方針	地区計画の 目標	<p>本地区は、近鉄学園前駅の南東約2.8kmに位置し、林野庁の職員住宅等や職員の福利厚生施設（グラウンド）として土地利用がなされていた地域である。また、地区内には良好な緑の環境を有する山林が現存し、当該山林を挟んで地区の南側には良好な戸建て住宅地が形成されている。</p> <p>近年、低未利用地となっているグラウンド等が民間に払い下げられたことにより、今後の土地利用を適切に誘導するため地区計画を定める。</p> <p>本地区計画では、地区内に現存する良好な緑環境である山林を保全するとともに、保全する山林や周辺住宅地と調和のとれた緑豊かな住宅市街地の形成を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の 方針	<p>現存する山林を保全しつつ、良好な住環境を有する中層住宅を主体とした土地利用を図る。</p>	
	建築物等の 整備の方針	<p>周辺住宅地と調和のとれた、良好で緑豊かな市街地環境を形成するため、建築物の用途の制限及び建築物の形態又は意匠の制限を定める。</p>	
地区 整備 計画	建築物 等 に 關 す る 事 項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 公衆浴場</p>
		建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の屋根の形状は勾配屋根（片流れ屋根及び招き屋根以外のもの、勾配が10分の3から10分の7以下のもの。）とし、色彩は、別表第1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、別表第1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等、穏やかな印象となるよう配色すること。</p>

		<p>3 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p> <p>4 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>5 広告物は、自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までの規定にあげる広告物又はこれを掲出する物件のみ掲出可能とする。</p> <p>6 広告物の面積は、1テナントごとに最大6㎡以下かつ合計10㎡以下とする。</p> <p>7 屋上広告物は設置しないこと。</p> <p>8 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とすること。</p>
<p>土地の利用に関する事項</p>	<p>樹林地、草地等の保全を図る為の制限</p>	<p>良好な住環境確保のため、区域内の現存する山林を維持・保全する。</p>
<p>区域の配置は計画図表示のとおり。</p>		

別表第 1

	色 相 区 分	明 度	彩 度
建築物の屋根	0. 1 R ~ 1 0. 0 R	4 未 満	4 未 満
	0. 1 YR ~ 1 0. 0 YR	4 未 満	4 未 満
	0. 1 Y ~ 1 0. 0 Y	4 未 満	4 未 満
	0. 1 GY ~ 1 0. 0 GY	4 未 満	4 未 満
	0. 1 G ~ 1 0. 0 G	4 未 満	4 未 満
	無 彩 色	4 未 満	—
建築物の外壁 又は これに代わる柱	0. 1 RP ~ 1 0. 0 RP	2 以上 8 未 満	2 以下
		8 以上	1 以下
	0. 1 R ~ 5. 0 R	2 以上 8 未 満	2 以下
		8 以上	1 以下
	5. 0 R ~ 1 0. 0 R	2 以上 7 未 満	4 以下
		7 以上 8 未 満	3 以下
		8 以上	1 以下
	0. 1 YR ~ 1 0. 0 YR	2 以上 3 未 満	3 以下
		3 以上 5 未 満	6 以下
		5 以上 6 未 満	4 以下
		6 以上 7 未 満	3 以下
		7 以上 8 未 満	2 以下
	0. 1 Y ~ 5. 0 Y	8 以上 9 未 満	1 以下
		2 以上 3 未 満	2 以下
		3 以上 4 未 満	4 以下
		4 以上 7 未 満	6 以下
		7 以上 8 未 満	4 以下
	5. 0 Y ~ 1 0. 0 Y	8 以上 9 未 満	3 以下
		9 以上	2 以下
		2 以上 3 未 満	2 以下
		3 以上 8 未 満	3 以下
	0. 1 GY ~ 1 0. 0 GY	8 以上 9 未 満	2 以下
		9 以上	1 以下
	0. 1 GY ~ 1 0. 0 GY	2 以上 8 未 満	2 以下
8 以上 9 未 満		1 以下	
無 彩 色	9 以下	—	

(注) 表の数値は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格 Z 8 7 2 1 に定める色の三属性による表示方法の色相、明度及び彩度の値である。

赤膚町地区計画 計画図



縮尺 1/2,500

凡 例

地区計画区域
地区整備計画区域

